

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第13号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。  
本則第1項の表1の項中「及び教育相談総合センター所長」を「、教育相談総合センター所長及び野外活動施設花背山の家所長」に、「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室副室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室副室長、北総合支援学校中央分校開設準備室長、北総合支援学校中央分校開設準備室副室長」を「洛西陵明小中学校教育企画推進室副室長、栄桜小中学校教育企画推進室副室長」に改め、同表3の項中「、担当部長及び野外活動施設花背山の家所長」を「及び担当部長」に、「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長」を「洛西陵明小中学校教育企画推進室長、洛西陵明小中学校教育企画推進室副室長、栄桜小中学校教育企画推進室長、栄桜小中学校教育企画推進室副室長」に改め、「、室員」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)